

平成31年3月27日
九州地方整備局
長崎県

「長崎県 社会保険加入促進宣言企業」の公表について

－ 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リスト（33社）を公表します －

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的に、平成31年2月14日、※「長崎県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。

この会議では、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）を採択し、平成31年2月18日より、当該基準の遵守を宣言する建設企業の募集を行ってまいりました。

今般、平成31年3月25日時点での宣言企業のリスト（33社）を取りまとめましたので、公表いたします。なお、九州管内地域会議（福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県）における宣言企業は418社（本公表を含む）となっております。

※「長崎県建設業社会保険加入推進地域会議」

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、より地域に根ざした取組として徹底を図っていくため、社会保険の加入対策に積極的に取り組む長崎県内の建設企業等を対象に、平成31年2月14日に開催したものです。

※宣言企業リストは、九州地方整備局ホームページ上にも掲載しておりますのでご覧ください。

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#mikanyu

社会保険加入対策は、これまで関係者が一体となって取り組んできましたが、この「行動基準」遵守の宣言企業募集は、より地域に根ざした取組として、地域単位・企業単位での運動の定着を図って行こうとするものです。

引き続き、「社会保険加入促進宣言企業」の募集を行っておりますので、本取組の趣旨に賛同される建設企業の皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

■■■「長崎県建設業社会保険加入推進地域会議」における「社会保険加入促進宣言企業」募集について■■■

1 募集対象：「長崎県内に拠点を置く建設企業」又は「長崎県内での施工実績を有する建設企業」

※法人、個人は問いません。

※建設業許可の有無も問いません。

※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

2 応募方法：「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）に会社名、代表者名、所在地等の必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。

3 行動基準：別紙を参照してください。

4 その他：お申込みいただいた建設企業につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として九州地方整備局のホームページ上で、会社名、代表者名、所在地を公表させていただきます。

（問合せ先）

九州地方整備局 建政部 092-471-6331（代表）

092-409-4201（直通）

建設産業課長 広瀬 祐一郎（内線6141）

建設産業課長補佐 樋口 敏明（内線6142）

資力確保指導係長 野元 寛冲（内線6147）

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「長崎県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

| | |
|-----|---|
| 会社名 | |
| 代表者 | |
| 所在地 | 〒 |

<送付先・問い合わせ先>

長崎県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (九州地方整備局 建政部 建設産業課)

FAX 092-476-3511 / TEL 092-471-6331【代表】

「長崎県 社会保険加入促進宣言企業」

平成31年3月25日時点

| 番号 | 会社名・団体名 | 代表者名 | 所在地 |
|----|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 1 | (株)荒木組 | 代表取締役 荒木 講平 | 諫早市小船越町2-3 |
| 2 | アイテック佐世保(株) | 代表取締役 嬉野 準二 | 佐世保市白岳町100番4 |
| 3 | アダチ産業(株) | 代表取締役 安達 健蔵 | 長崎市元船町11番18号 |
| 4 | (株)石原組 | 代表取締役 石原 吉衛 | 長崎市田中町173-8 |
| 5 | (株)大島造船所 | 平賀 英一 | 西海市大島町1605-1 |
| 6 | 大坪建設(株) | 代表取締役 大坪 弘成 | 平戸市田平町山内免625-4 |
| 7 | 門田建設(株) | 代表取締役 門田 治男 | 佐世保市天満町2番30号 |
| 8 | (株)三基 | 代表取締役 山口 雅二 | 長崎市大橋町22番14号 |
| 9 | 三和建設(株) | 代表取締役 上迫 三千人 | 佐世保市常盤町7-14 |
| 10 | (株)進成 | 渡辺 憲一 | 長崎市滑石3丁目6番3号 |
| 11 | 柴崎建設(株) | 代表取締役 柴崎 伊喜蔵 | 雲仙市国見町土黒丙434 |
| 12 | (株)上滝 | 代表取締役 上滝 満 | 長崎市新地町5番17号 |
| 13 | 高瀬建設(株) | 高瀬 嘉博 | 大村市岩松町26番地1 |
| 14 | 田中工業(株) | 代表取締役 田中 徳秀 | 長崎市魚の町3-14 |
| 15 | 長星安全産業(株) | 代表取締役 宮原 由季 | 諫早市津久葉町5-140 |
| 16 | (株)富永工務店 | 代表取締役 富永 政巳 | 大村市福重町92-2 |
| 17 | (株)長崎土建工業所 | 代表取締役社長 上山 信宏 | 長崎市出島町4番2号 |
| 18 | (株)長崎西部建設 | 代表取締役 福田 昌稔 | 長崎市玉園町2番37号 |
| 19 | (株)日本ピーエス 長崎営業所 | 世羅 検二 | 諫早市津久葉町5番地121 津久葉エステートビル211号室 |
| 20 | 平木工業(株) | 平木 實男 | 長崎市三京町2842-1 |
| 21 | (株)別所組 | 代表取締役 別所 栄子 | 長崎市川平町1092-20 |
| 22 | 本田建設(株) | 代表取締役 本田 悦弘 | 島原市有明町大三東戊705番地 |
| 23 | (株)星野組 | 代表取締役 星野 憲司 | 長崎市宝町4番30号 |
| 24 | まとしま工業(株) | 川久保 了 | 佐世保市小佐世保町1032-1 |
| 25 | 松浦建設(株) | 代表取締役 上迫 秀人 | 松浦市調川町下免69-5 |
| 26 | 増崎建設(株) | 代表取締役 松島 正昭 | 諫早市小川町1278番地3 |
| 27 | 増山建設(株) | 代表取締役 増山 富博 | 平戸市生月町壱部浦67番地1 |
| 28 | みなと建設(株) | 代表取締役 鴨川 秀昭 | 佐世保市稲荷町2番53号 |
| 29 | 三國建設産業(株) | 代表取締役 永田 明 | 諫早市平山町836番地1 |
| 30 | (株)三槻組 | 代表取締役 三槻 太 | 対馬市上県町犬ヶ浦317番地2 |
| 31 | (株)山口組 | 代表取締役社長 松川 広紀 | 佐世保市天満町4番25号 |
| 32 | (株)吉川組 | 代表取締役 吉川 和章 | 島原市中町803番地1 |
| 33 | 吉川建設(株) | 代表取締役 吉川 優子 | 諫早市久山町1442番地1 |